

HPのトップページのトピックスで「お知らせ」を掲載

トピックス

- 報道発表 [\(平成28年4月27日\)浜松市における一日公正取引委員会の開催について](#)
- 募集 [第13回国際シンポジウム「電子商取引における垂直的制限：競争政策の観点から」の参加者募集を開始しました。\(4月25日\)](#)
-  お知らせ [課徴金減免制度の適用事業者の公表について \(5月25日\)](#)
-  お知らせ [課徴金減免制度のページのリニューアルについて \(5月25日\)](#)

- お知らせ [「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」の国会提出について](#)
- お知らせ [審判予定を更新しました\(5月1日更新\)](#)
- 注意 [公正取引委員会のメールアドレスを使用した「なりすましメール」に御注意ください。](#)
- 注意 [公正取引委員会からの受託調査を装った悪質行為に御注意下さい。](#)
- 注意 [消費税転嫁に関する調査を装った悪質行為にご注意下さい](#)
- 注意 [公正取引委員会を装った不審な電話・携帯サイトなどにご注意!](#)

[現在のページ](#) ▶ [トップページ](#) → [独占禁止法](#) → [制度・手続](#) → [課徴金減免制度](#)

課徴金減免制度

<課徴金減免制度の適用事業者の公表について>

課徴金減免制度の適用については、従来、当委員会から積極的に公表しないこととしておりましたが、法運用の透明性等の観点から、今後は、同制度が適用された事業者について、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を一律に公表することとなりました。また、当該情報は下記「課徴金減免制度の適用事業者の公表」のページにも掲載されます。ただし、この新たな公表措置は、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者には適用されません。

<課徴金減免制度のページのリニューアルについて>

課徴金減免の申請を計画している事業者に対する情報提供を充実させる観点から、ホームページ上の「課徴金減免制度について」及び「Q&A」のページをリニューアルし、各種様式の記載例等を掲載した「課徴金減免の申請を計画している方へ」のページを新設しました。

- ▶ [課徴金減免制度について](#)
- ▶ [課徴金減免制度の適用事業者の公表](#)
- ▶ [Q&A](#)
- ▶ [課徴金減免の申請を計画している方へ](#)